

奈良県告示第三百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年十一月十六日

奈良県知事
山下真

区域	土石流警戒 (○一二)	下市町広橋	区域	(○一〇) 土石流警戒	下市町広橋	(○一〇) のとおり	次の平面図	区域の名称	土砂災害警戒区域	
									区域	区域等における土砂災害防
警戒区域	土石流特別 (○一二)	下市町広橋	警戒区域	土石流特別 (○一〇)	下市町広橋	のとおり	次の平面図	区域の名称	区域	止対策の推進に関する法律
	のとおり	次の平面図		のとおり	次の平面図	のとおり	次の平面図		土砂災害警戒区域	施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条に規定する衝撃に関する事項
役場総務課	及び下市町	奈良県吉野	土木事務所	及び下市町	役場総務課	のとおり	次の平面図のとおり	のとおり	区域等における土砂災害防	止対策の推進に関する法律

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及

下市町広橋 (○一二)	次の平面図	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一三)	次の平面図	下市町広橋 (○一二)
八）土石流 警戒区域	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
域 特別警戒区	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
八）土石流 堀内	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
下北山村寺	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
下北山村寺 堀内 (○○)	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
八）土石流 堀内 (○○)	次の平面図 のとおり	区域	土石流警戒	下市町広橋 (○一四)	次の平面図 のとおり	下市町広橋 (○一二)
課	奈良県吉野 及び下北山 土木事務所 及び下北山 村役場総務	役場総務課	土木事務所 及び下市町 役場総務課	奈良県吉野 土木事務所 及び下市町 役場総務課	奈良県吉野 土木事務所 及び下市町 役場総務課	奈良県吉野 土木事務所 及び下市町 役場総務課